

299-0262

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 番地

様

令和7年 月 日

000001 #

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
(公印省略)

袖ヶ浦市定額減税調整給付金（不足額給付）（※）に関するご案内

調整給付金（不足額給付）の対象の可能性があるので、申請が必要な方へお送りしております。

申請を希望される方は、申請方法を確認し、順に沿って手続きをお願いいたします。

※令和6年に支給した調整給付金（当初給付）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

【本様式での申請が可能な方】

令和7年1月1日時点で袖ヶ浦市に住民票があり、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付金を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、令和5年中及び令和6年中に以下のいずれかに該当する方。

- ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
- ・合計所得金額が48万円超である方

【対象可能性判定方法】

※本市から申請書が届いた方は、以下の判定をする必要はありません。
※裏面をご確認ください。

電子フォーム上で対象確認を行ったのち、対象の可能性があるので、オンラインまたは郵送による申請となります。

STEP①：右記の二次元コードもしくは下記URLから、対象可能性判定をお願いします。

URL: <https://tg.kyufu-support.jp/sodegaura/login.html>

QRコード



STEP②：STEP①の結果、対象可能性があるので方に限ります

- ・オンライン申請の場合：画面の指示に従い情報入力及び必要書類画像を添付
- ・郵送の場合：同封の申請書に必要事項を記入、関係書類を貼付し返送

STEP③：

- ・オンライン申請の場合：フォームを送信して完了
- ・郵送の場合：申請書に必要事項を記載し必要書類を添付の上郵送して完了

【注意事項】

- ・事務処理基準日は令和7年6月2日です。基準日以降の額の修正等については反映しません。
- ・支給を希望する場合は、令和7年11月30日（日）までに手続きが必要です。
- ・期限以降の手続きはできませんので、必ず期限までにご提出ください。
- ・返送期限までに手続きがされない場合は、袖ヶ浦市は本給付金の支給を辞退したとみなします。
- ・意図的に虚偽の申請をした場合は、返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ・支給対象の場合、申請書を受理した日から指定口座振込までに30日程度を要します。
- ・振込通知は改めて送付いたしません。通帳記帳等でご確認ください。
- ・返送期限までに確認書等を提出された方で、書類不備や記載誤りによる振込エラーにより支払いが完了せず、かつ、令和8年1月9日（金）までに不備が修正されない場合は、給付金を受け取ることはできません。

【申請方法】

■オンラインによる申請（便利なオンラインをご利用ください）

000001

期限：令和7年11月30日（日）23：59

あなたのID： パスワード：生年月日8桁 ■ 24時間いつでも返送可能 ■ 確認書類のコピー・貼付不要 ■ 郵送不要 ■ 所要時間：約3~5分	QRコード 
---	--

○手順

1	QRコードをスマホなどで読み取り画面を開く
2	入力画面に「あなたのID」「パスワード」「メールアドレス」を入力し送信する
3	届いたメール本文に記載されたURLからページを開く
4	手続きに必要な情報を入力・添付する
5	オンラインによる返送完了 給付までお待ちください

【注意点】

以下のものをご準備ください

- ・ 本案内に記載のIDとパスワード
- ・ メールアドレス
- ・ 本人確認（免許証等）の画像
- ・ 振込先口座（キャッシュカード等）の画像

※画像が反射や極端に暗いなどにより識別できないことがないようにご注意ください

※代理人が確認・受給する場合はオンラインによる手続きはできません

【使用するもの】



本人確認の画像



振込先口座の画像



顔写真は不要です

■郵送による申請

期限：令和7年11月30日（日）必着

- ・ 必要事項を記載し、同封の返信用封筒にて期限までにご返送ください。
- ・ 郵便はオンラインに比べて、1~2週間ほど長く支給に時間を要します。予めご了承ください。
- ・ 代理人が確認・受給する場合は、郵送にてご返送ください。

【問合わせ】

袖ヶ浦市定額減税補足給付金コールセンター

☎0570-07-0014（ナビダイヤル）

受付時間9：00から18：00（日曜・祝日除く）

袖ヶ浦市定額減税調整給付金(不足額給付)(※)申請書(転入者以外)

※調整給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村

(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

受付印

【本様式での申請が可能な方】

●令和7年1月1日時点、袖ヶ浦市に住民票があり、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円で調整給付(当初調整給付)の対象にもならなかった方、かつ、令和5年度もしくは令和6年度の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付の対象世帯主又は世帯員に該当していない方であって、令和5年中及び令和6年中に以下のいずれかに該当する方。

- ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
- ・合計所得金額が48万円超である方

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	生年月日	現住所
	西暦 年 月 日	電話番号※ハイフンなし

【代理申請を行う場合】

本人の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

■ 代理人の範囲

- ①同一世帯の親族の方 : 代理人本人を確認する書類が必要となります
- ②別世帯の親族の方 : ご本人の登記されていないことの証明と本人との親族関係を証明する書類が必要となります
- ③法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人) : 登記事項証明の写し等が必要となります

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
		西暦 年 月 日	電話番号※ハイフンなし
上記の者を代理人と認め 調整給付金(不足額給付)の申請書の提出を委任します。			本人氏名 署名

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

ご自身の正しい口座名義(カナ・アルファベット)をよくご確認の上記入ください。

■ ゆうちょ銀行以外

金融機関コード	支店コード	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください

■ ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1		

注) 口座による受け取りが出来ない方は、定額減税補足給付金コールセンター(0570-07-0014ナビダイヤル)までお問合せください。

【オンライン申請について】

右記の二次元コードもしくは下記URLからオンライン申請をご利用できます。
画面に従って情報の入力をお願いいたします。

URL: <https://tg.kyufu-support.jp/sodegaura/login.html>

裏面も必ずご確認ください



【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（✓）してください。

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円※が支給されます。袖ヶ浦市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金（不足額給付）は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

【支給要件】 以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付）の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

- ② 調整給付金（不足額給付）の支給要件の該当性等を審査等をするため、袖ヶ浦市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- ④ 提出書類に記載されている以外に課税所得はありません。
- ⑤ 給付類型の異なる給付金を受給している場合、支給要件に該当しなくなる給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 「調整給付金（不足額給付）申請書」（本書類）※必要事項をご記入ください。
- ☐ 誓約・同意事項（裏面）
 - ☐ 申請者（又は代理人）の氏名など（表面）
 - ☐ 振込口座（表面）
 - ☐ 署名（裏面下部）
- ☐ 「令和6年分所得税の源泉徴収票又は確定申告書の写し（コピー）」
※受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等が分かる上記書類の写し（コピー）
- ☐ 「事業主の令和6年分所得税確定申告書又は青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）」
※青色事業専従者又は事業専従者のみ。
- ☐ 「令和6年度個人住民税の納税通知書又は課税証明書の写し（コピー）」
※受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等が分かる上記書類の写し（コピー）
- ☐ 「住民票の写し」
- ☐ 「世帯全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し（コピー）」
- これら3つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみ
- ☐ 「本人（代理人）確認書類の写し（コピー）」
※運転免許証（裏面に記載があれば裏面も）、マイナンバーカード（表面）、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つ
- ☐ 「振込口座を確認できる書類の写し（コピー）」
※通帳やキャッシュカードなど、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できるもの
- 【以下は該当する場合に添付が必要となります】
- ☐ 給付類型の異なる、支給要件を満たさない給付金を受給している場合のみ添付が必要です
- ☐ 給付類型の異なる、支給要件を満たさない給付金を返還したことの証明書（領収書）
- ☐ 別世帯のご親族の方が代理確認・受給する場合のみ添付が必要です
- ☐ 支給対象者本人が「登記されていないことの証明書」
 - ☐ 「親族関係を証明する書類（戸籍謄本または住民票）」
※戸籍謄本または住民票は、発行後3か月以内のものを添付してください。
※戸籍謄本または住民票は、ご本人と代理人の関係がわかるように（つながるように）取得してください。
- ☐ 法定代理人の方が代理確認・受給する場合のみ添付が必要です
- ☐ 「登記事項証明書」
※未成年後見人の場合は、未成年本人の戸籍謄本（正本）

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや提出書類の不備はありませんか。
（チェック漏れや提出書類の不備がある場合、支給のお知らせの送付ができません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和7年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類のコピーを貼り付けてください。

※※ここに貼付してください※※

※提出者の運転免許証（裏面に記載があれば裏面も）、マイナンバーカード（表面）、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つ
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類をどちらも貼付

振込先金融機関口座がわかる書類のコピーを貼り付けてください。

※※ここに貼付してください※※

※「2.振込口座」の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がはっきりと分かる通帳やキャッシュカードの写し（コピー）